

令和2年11月市議会 総務委員会資料

第170号議案 長崎市事務分掌条例の一部を改正する条例

	ページ
1 改正の概要	1
2 新旧対照表	2 ~ 6
3 情報施策関連組織関係図	7
(参考)	
○ 令和2年11月における組織の改正案	8 ~ 9
○ 市長部局の局・部の数の推移	10
○ 事務分掌条例に係る局・部等の変遷	11

総 務 部

令 和 2 年 1 1 月



1 改正の概要

(1) 組織改正の考え方

現下の行政課題や多様化する市民ニーズに迅速かつ的確に対応し、効果的に業務を推進するための管理執行体制の構築を図る。

(2) 条例改正内容

ア オンラインによる手続きの導入やICTの利活用による事務の効率化など行政のデジタル化への対応とともに、全市的な社会的課題の解決のために様々な分野でIoTやAIなどのデジタル技術の利活用が求められる中で、多くの関係事業者等と連携し、都市全体の情報化・デジタル化を推進するため、「情報政策推進室」を新設する。

同室は関係する複数の部局と一体となって進捗を図る必要があり、全部局に対して直接対応ができるよう市長直下に配置する。

イ 戸籍、住民記録及びマイナンバーカード等に係る制度の総括的な業務を「中央地域センター」から引揚げ、制度を所管する所属として、市民生活部内に「住民情報課」を新設する。

(3) 施行日

ア 令和3年4月1日

イ 令和3年7月1日

2 新旧対照表

現行	改正案
<p>(部等の設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部、総合事務所及び室を設け、その分掌事務を定める。</p> <p>防災危機管理室</p> <p>防災及び危機管理に関すること。</p> <p>秘書広報部</p> <p>(1) 秘書に関すること。</p> <p>(2) 広報及び広聴に関すること。</p> <p>(3) 国際交流に関すること。</p> <p>企画財政部</p> <p>(1) 総合計画に関すること。</p> <p>(2) 施策の総合的な企画、推進及び調整に関すること。</p> <p>(3) 予算その他財務に関すること。</p> <p>総務部</p> <p>(1) 議会に関すること。</p> <p>(2) 行政管理に関すること。</p>	<p>(部等の設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部、総合事務所及び室を設け、その分掌事務を定める。</p> <p>防災危機管理室</p> <p>防災及び危機管理に関すること。</p> <p><u>情報政策推進室</u></p> <p><u>情報政策の総合的な企画、推進及び調整に関すること。</u></p> <p>秘書広報部</p> <p>(1) 秘書に関すること。</p> <p>(2) 広報及び広聴に関すること。</p> <p>(3) 国際交流に関すること。</p> <p>企画財政部</p> <p>(1) 総合計画に関すること。</p> <p>(2) 施策の総合的な企画、推進及び調整に関すること。</p> <p>(3) 予算その他財務に関すること。</p> <p>総務部</p> <p>(1) 議会に関すること。</p> <p>(2) 行政管理に関すること。</p>

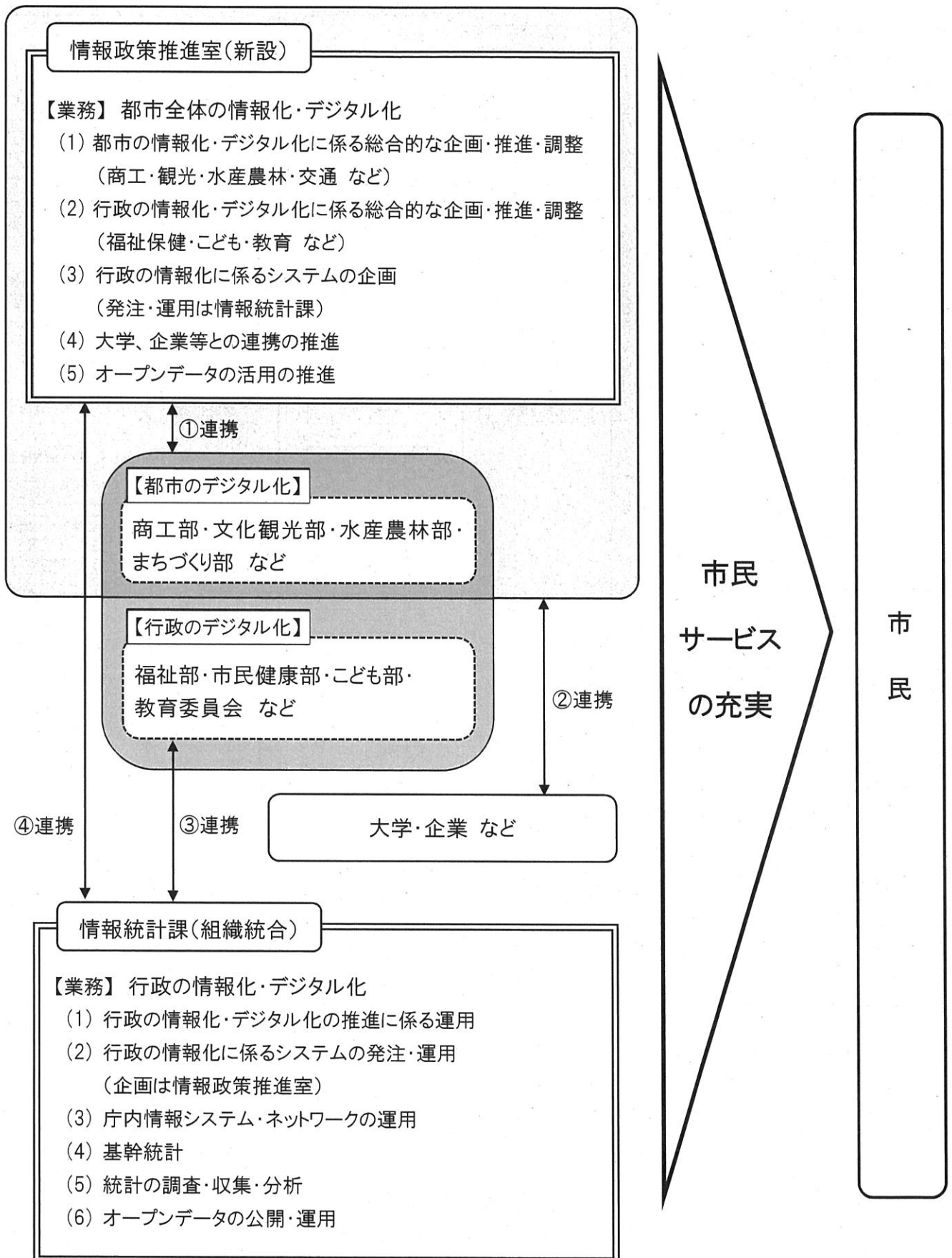
現行	改正案
<p>(3) 職員の人事、給与及び福利厚生に関する こと。</p> <p>(4) 情報に関すること。</p> <p>(5) 統計に関すること。</p> <p>(6) 他の所管に属しない事項に関すること。</p>	<p>(3) 職員の人事、給与及び福利厚生に関する こと。</p> <p>(4) 情報に関すること。</p> <p>(5) 統計に関すること。</p> <p>(6) 他の所管に属しない事項に関すること。</p>
<p>理財部</p> <p>(1) 市有財産に関すること。</p> <p>(2) 税に関すること。</p> <p>(3) 契約及び工事等の検査に関すること。</p>	<p>理財部</p> <p>(1) 市有財産に関すること。</p> <p>(2) 税に関すること。</p> <p>(3) 契約及び工事等の検査に関すること。</p>
<p>市民生活部</p> <p>(1) 市民生活に関すること。</p> <p>(2) 市民相談に関すること。</p> <p>(3) 交通安全に関すること。</p> <p>(4) 芸術文化に関すること。</p> <p>(5) スポーツに関すること。</p> <p>(6) 男女共同参画の推進に関すること。</p> <p>(7) 消費生活に関すること。</p>	<p>市民生活部</p> <p>(1) 市民生活に関すること。</p> <p>(2) 市民相談に関すること。</p> <p>(3) 交通安全に関すること。</p> <p>(4) <u>戸籍及び住民基本台帳に関すること。</u></p> <p>(5) 芸術文化に関すること。</p> <p>(6) スポーツに関すること。</p> <p>(7) 男女共同参画の推進に関すること。</p> <p>(8) 消費生活に関すること。</p>
<p>原爆被爆対策部</p> <p>(1) 原子爆弾被爆対策に関すること。</p> <p>(2) 平和推進に関すること。</p>	<p>原爆被爆対策部</p> <p>(1) 原子爆弾被爆対策に関すること。</p> <p>(2) 平和推進に関すること。</p>
<p>福祉部</p> <p>(1) 社会福祉に関すること。</p> <p>(2) 介護保険に関すること。</p>	<p>福祉部</p> <p>(1) 社会福祉に関すること。</p> <p>(2) 介護保険に関すること。</p>

現行	改正案
<p>市民健康部</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 健康に関すること。 (2) 保健衛生に関すること。 (3) 環境衛生に関すること。 (4) 保健所に関すること。 (5) 医療に関すること。 (6) 医療保険に関すること。 (7) 診療所に関すること。 <p>こども部</p> <ul style="list-style-type: none"> 子どもに関すること。 <p>環境部</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 環境保全に関すること。 (2) 廃棄物の処理及び清掃に関すること。 <p>商工部</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 商業及び工業に関すること。 (2) 貿易に関すること。 (3) 雇用に関すること。 <p>文化観光部</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 観光に関すること。 (2) 歴史文化に関すること。 <p>水産農林部</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 水産業に関すること。 (2) 農業及び畜産業に関すること。 (3) 林業に関すること。 	<p>市民健康部</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 健康に関すること。 (2) 保健衛生に関すること。 (3) 環境衛生に関すること。 (4) 保健所に関すること。 (5) 医療に関すること。 (6) 医療保険に関すること。 (7) 診療所に関すること。 <p>こども部</p> <ul style="list-style-type: none"> 子どもに関すること。 <p>環境部</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 環境保全に関すること。 (2) 廃棄物の処理及び清掃に関すること。 <p>商工部</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 商業及び工業に関すること。 (2) 貿易に関すること。 (3) 雇用に関すること。 <p>文化観光部</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 観光に関すること。 (2) 歴史文化に関すること。 <p>水産農林部</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 水産業に関すること。 (2) 農業及び畜産業に関すること。 (3) 林業に関すること。

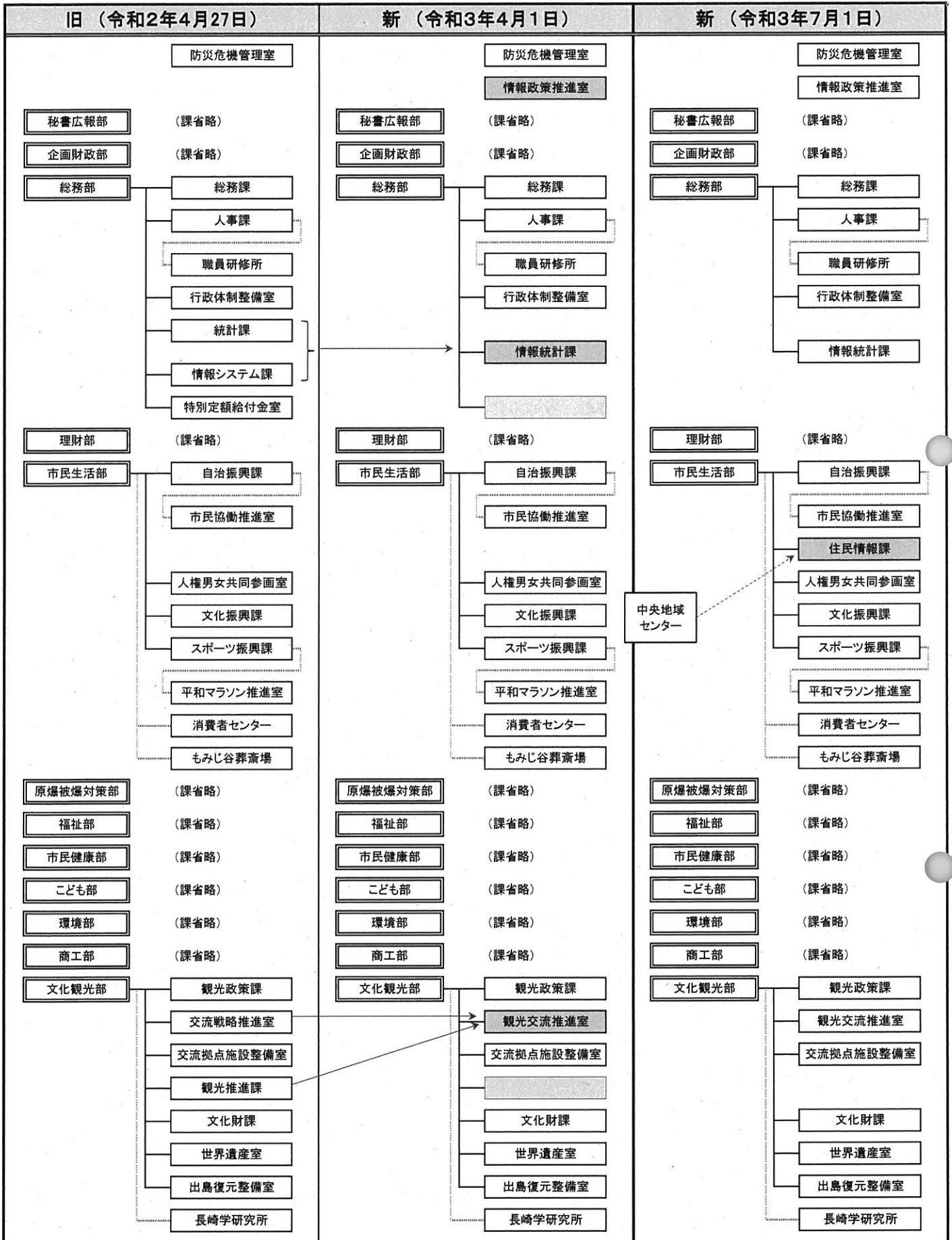
現行	改正案
<p>土木部</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 道路その他土木に関する事。 (2) 河川に関する事。 (3) 用地取得に関する事。 (4) 公園に関する事。 <p>まちづくり部</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 都市計画に関する事。 (2) 都市交通その他運輸対策に関する事。 (3) 景観に関する事。 (4) 港湾に関する事。 (5) 都市開発その他都市整備に関する事。 <p>建築部</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 建築に関する事。 (2) 住宅に関する事。 <p>中央総合事務所</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) <u>戸籍及び住民基本台帳に関する事。</u> (2) <u>地域の社会福祉及び健康に関する事。</u> (3) <u>地域の道路、公園その他土木に関する事。</u> <p>東総合事務所</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 地域の社会福祉及び健康に関する事。 (2) 地域の道路、公園その他土木に関する事。 	<p>土木部</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 道路その他土木に関する事。 (2) 河川に関する事。 (3) 用地取得に関する事。 (4) 公園に関する事。 <p>まちづくり部</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 都市計画に関する事。 (2) 都市交通その他運輸対策に関する事。 (3) 景観に関する事。 (4) 港湾に関する事。 (5) 都市開発その他都市整備に関する事。 <p>建築部</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 建築に関する事。 (2) 住宅に関する事。 <p>中央総合事務所</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) <u>地域の社会福祉及び健康に関する事。</u> (2) <u>地域の道路、公園その他土木に関する事。</u> <p>東総合事務所</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 地域の社会福祉及び健康に関する事。 (2) 地域の道路、公園その他土木に関する事。

現行	改正案
<p>南総合事務所</p> <p>(1) 地域の社会福祉及び健康に関すること。</p> <p>(2) 地域の道路、公園その他土木に関すること。</p> <p>北総合事務所</p> <p>(1) 地域の社会福祉及び健康に関すること。</p> <p>(2) 地域の道路、公園その他土木に関すること。</p> <p>(委任)</p> <p>第2条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。</p>	<p>南総合事務所</p> <p>(1) 地域の社会福祉及び健康に関すること。</p> <p>(2) 地域の道路、公園その他土木に関すること。</p> <p>北総合事務所</p> <p>(1) 地域の社会福祉及び健康に関すること。</p> <p>(2) 地域の道路、公園その他土木に関すること。</p> <p>(委任)</p> <p>第2条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。</p>

3 情報施策関連組織関係図



○令和3年4月1日付及び7月1日付組織改正案



旧 (令和2年4月27日)	新 (令和3年4月1日)	新 (令和3年7月1日)
<p>水産農林部 (課省略)</p> <p>土木部 (課省略)</p> <p>まちづくり部</p> <ul style="list-style-type: none"> 都市計画課 長崎駅周辺整備室 まちなか事業推進室 景観推進室 東長崎土地区画整理事務所 <p>建築部 (課省略)</p> <p>中央総合事務所</p> <ul style="list-style-type: none"> 総務課 地域福祉課 生活福祉1課 生活福祉2課 地域整備1課 地域整備2課 中央地域センター 地域支援室 小ヶ倉地域センター 小櫛地域センター 西浦上地域センター 滑石地域センター 福田地域センター 茂木地域センター 式見地域センター <p>東総合事務所 (課省略)</p> <p>南総合事務所 (課省略)</p> <p>北総合事務所 (課省略)</p> <p>出納室、消防局、上下水道局、議会、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査、農業委員会、固定資産評価審査委員会省略</p>	<p>水産農林部 (課省略)</p> <p>土木部 (課省略)</p> <p>まちづくり部</p> <ul style="list-style-type: none"> 都市計画課 公共交通対策室 長崎駅周辺整備室 まちなか事業推進室 景観推進室 東長崎土地区画整理事務所 <p>建築部 (課省略)</p> <p>中央総合事務所</p> <ul style="list-style-type: none"> 総務課 地域福祉課 生活福祉1課 生活福祉2課 地域整備1課 地域整備2課 中央地域センター 地域支援室 小ヶ倉地域センター 小櫛地域センター 西浦上地域センター 滑石地域センター 福田地域センター 茂木地域センター 式見地域センター <p>東総合事務所 (課省略)</p> <p>南総合事務所 (課省略)</p> <p>北総合事務所 (課省略)</p> <p>出納室、消防局、上下水道局、議会、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査、農業委員会、固定資産評価審査委員会省略</p>	<p>水産農林部 (課省略)</p> <p>土木部 (課省略)</p> <p>まちづくり部</p> <ul style="list-style-type: none"> 都市計画課 公共交通対策室 長崎駅周辺整備室 まちなか事業推進室 景観推進室 東長崎土地区画整理事務所 <p>建築部 (課省略)</p> <p>中央総合事務所</p> <ul style="list-style-type: none"> 総務課 地域福祉課 生活福祉1課 生活福祉2課 地域整備1課 地域整備2課 中央地域センター 地域支援室 小ヶ倉地域センター 小櫛地域センター 西浦上地域センター 滑石地域センター 福田地域センター 茂木地域センター 式見地域センター <p>(再掲) 住民情報課</p> <p>東総合事務所 (課省略)</p> <p>南総合事務所 (課省略)</p> <p>北総合事務所 (課省略)</p> <p>出納室、消防局、上下水道局、議会、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査、農業委員会、固定資産評価審査委員会省略</p>

※ 表中の矢印は、業務の移管のうち主なものを記載している。

- ・実線の矢印 → 事務の全部を移管するもの。
- ・点線の矢印 → 事務の一部を移管するもの。

○ 令和3年4月1日付組織改正 [令和2年4月27日との比較]

部 : 増減なし、課・室 : ▲1

○ 令和3年7月1日付組織改正 [令和3年4月1日との比較]

部 : 増減なし、課・室 : 増減なし

○市長部局の局・部の数の推移

年度	局数	局の増減	部数	部の増減	増	減
H23			14	-		-
H23.8	4	4	15	1	福祉部、市民健康部	福祉保健部 ▲1
H24	4	-	16	1	国体推進部	
H25	4	-	16	-		
H26	4	-	16	-		
H27	4	-	15	▲1		国体推進部 ▲1
H28	-	▲4	14	▲1	まちづくり部	都市計画部、建築部 ▲2
H29			14	-		
H29.10			18	4	中央総合事務所、東総合事務所、南総合事務所、北総合事務所	
H30			18	-		
H31			18	-		
R元.8			20	2	秘書広報部、建築部	
R2			20	-		
R3			20	-		

○事務分掌条例に係る局・部等の変遷

H23	H23.8	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H29.10	H30	H31	R元.8	R2	R3(見込)	
秘書課														
広報広聴課														
都市経営室														
資産経営室														
しごと改革室														
防災危機管理室												防災危機管理室		
												情報政策推進室		
											秘書広報部	秘書広報部		
総務局														
企画財政部	企画財政部					企画財政部					企画財政部			
総務部	総務部					総務部					総務部			
理財部	理財部					理財部					理財部			
市民局														
市民生活部	市民生活部					市民生活部					市民生活部			
原爆被爆対策部	原爆被爆対策部					原爆被爆対策部					原爆被爆対策部			
福祉保健部	福祉部					福祉部					福祉部			
	市民健康部					市民健康部					市民健康部			
こども部	こども部					こども部					こども部			
環境部	環境部					環境部					環境部			
国体推進部														
経済局														
商工部	商工部					商工部					商工部			
文化観光部	文化観光部					文化観光部					文化観光部			
水産農林部	水産農林部					水産農林部					水産農林部			
建設局														
道路公園部	土木部					土木部					土木部			
都市計画部	都市計画部					まちづくり部			まちづくり部	まちづくり部				
建築住宅部	建築部					まちづくり部			建築部	建築部				
											中央総合事務所	中央総合事務所		
											東総合事務所	東総合事務所		
											南総合事務所	南総合事務所		
											北総合事務所	北総合事務所		
14	15	16	16	16	15	14	14	18	18	18	20	20	20	

(各年度4月1日時点における部の数(H23.8、H29.10、R元.8を除く))